



さくら通信1月号



新年のご挨拶

2008年1月 No. 37



明けましておめでとうございます。旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げます。何卒本年もよろしくご指導とご鞭撻のほどお願い申し上げます。

さて、17年1月に顧客の皆様への情報発信の手段として発刊したさくら通信は本号で37号となりました。内容の未熟さにも係わらず多くの皆様に多大なご支持を得ておりますことを心より感謝しております。本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつ分かりやすく発信させていただく所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

平成20年元旦
(竹内)

最低賃金を見直してみませんか！

地域別最低賃金件名	時間額(円)	産業、職種にかかわらず徳島県下の全ての労働者に適用されますが、産業別最低賃金から適用除外された者にも適用されます	効力発生日
徳島県最低賃金	625		平成19年 10月21日
産業別最低賃金件名	時間額(円)	適用除外される労働者	効力発生日
紡績、織物業	652	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片づけその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手作業による糸切り、下張り、箱詰め又は包装の業務	平成15年 12月21日
造作材・合板・ 建築用組立材料 製造業	762	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片づけその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 木材の結束、包装、箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務	
一般機械器具 製造業	779	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片づけその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸製造業に係る業務のうち、切削りくずの取り除き等の業務 (4)メリヤス針製造業に従事する者	平成19年 12月21日
電気機械器具、 情報通信機械器具、 電子部品・デバイス 製造業	733	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片づけその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取り付け、かしめ及び巻線の業務 (4)発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者	

※ 「ねんきん定期便」「ねんきん特別便」が社会保険庁より送られてきた方は、年金記録の確認をお願いします。必ず返事をして下さい。お手伝いも致します。

(石田)

裏面も御覧下さい



平成20年度税制改正大綱



自由民主党は、平成19年12月13日付けで、「平成20年度税制改正大綱」を取りまとめ、公表いたしました。今後、国会審議を経て正式に法制化されることが見込まれますが、特に重要な改正項目をまとめてみました。また、法改正を中心に研修会も2月26日に開催したいと思っておりますので、ご出席下さいますようお願い致します。

法人税関連

研究開発促進・人材投資促進税制が拡充されました。

- 研究開発税制について、試験研究費の増加分に対する税額控除を拡充する。(試験研究費の総額型の税額控除と合計で法人税額の最大30%まで拡充)
- 中小企業の教育訓練費に係る税額控除について、労働費用に占める教育訓練費の割合が一定水準以上の場合、教育訓練費の総額の8~12%に相当する額を税額控除できる制度にする。

所得税関連

上場株式の譲渡所得・配当所得の軽減税率が、一部特例を除き廃止され、譲渡損失と配当所得の損益通算が可能になります。

- 上場株式の譲渡所得に係る軽減税率10%は、平成20年末をもって廃止し、20%となる。ただし、平成22年末までは、500万円以下の部分については10%とする。
- 上場株式の配当に係る軽減源泉徴収税率10%は、平成20年末をもって廃止し、20%となる。ただし、平成22年末までは10%とする。
- 平成21年以後の上場株式の配当所得については、税率20%での申告分離課税の選択ができるようにする。ただし、平成22年末までは、100万円以下の部分については10%とする(申告分離課税を選択したもの)。
- 上場株式の譲渡損失と配当所得(申告分離課税を選択したもの)の間の損益通算を認める。

資産税関連

中小企業の事業承継対策のため、株式の納税猶予制度が創設される予定です。

- 平成21年度税制改正において、取引相場のない株式等(中小企業のみ)にかかる相続税の納税猶予制度を創設する。(課税価格の80%に対応する相続税の納税猶予)

減価償却関連

- 法定耐用年数について、機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に大括り化する。(390区分から55区分に)

(大寺)



弊社では年末年始休暇を12月29日(土)から1月6日(日)とさせていただきます。

年末年始休暇中は、何かとご不便をおかけするかと存じますが、ご容赦の程よろしくお願い致します。

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181

表面も御覧下さい